

令和2年3月15日
広域防災局

関西広域連合による新型コロナウイルス感染症対策

関西圏域においては、1月28日に新型コロナウイルス感染症患者の第1例目が確認されて以来、3月14日現在210名の患者が発生し、全国でも700人を超える感染者が確認されるなど感染が広がっている。

各構成団体においては、検査・医療体制の強化に取り組むとともに、小・中・高等学校等の臨時休校や大規模イベント自粛などの感染封じ込め対策を推進してきたところであるが、3月11日には世界保健機関（WHO）がパンデミック（世界的大流行）を宣言し、政府では新型コロナウイルス感染症を適用対象に加える改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立し、昨日施行された。

これらの状況を踏まえ、関西広域連合では、徹底した感染封じ込めに引き続き注力するとともに、今後の感染拡大も想定して、広域的な応援調整を迅速かつ円滑に実施していくため、関西の構成団体が今後さらに連携を強化し、以下の取組を推進していく。

1 広域的な医療連携

地域の医療資源を有効に活用し、関西圏域において、効率的・効果的に医療を提供できる体制を構築する。

(1) 医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整

新型コロナウイルス対応関連医療資器材について、地域的な不足が生じた場合に広域的な融通調整を行う。あわせて医療専門人材についても広域的な融通を行う。

(2) 検査の広域連携

構成府県市における各地方衛生研究所等の検査処理可能件数を超える場合に備えて、検査体制、能力等の情報を共有するなど、関西圏域のPCR検査可能機関の連携を支援する。

(3) 広域的な患者受入体制の連携

- ① 感染期において医療機関が不足し、新型コロナ患者に係る様々な病床確保対策をとってもなお、医療を提供することが困難な場合に備えて、感染症病床数等の情報を共有するなど、関西圏域内での入院可能病院間での連携を支援する。
- ② 現在の患者拡大状況に鑑み、重症患者に重点化した医療体制へ移行できるよう対策を講じる。
- ③ 隣接の構成団体が保有する患者搬送車の広域提供について調整する。

2 住民・事業者に対する要請等の広域調整

構成府県が、特措法に基づく要請が必要となった場合に備え、府県域をまたがる相手方に対し効果的な要請が行えるよう広域調整を行う。

(1) 府県民・事業者への統一的な情報発信

関西圏域においては、大阪を中心に府県を越えた人の流れが頻繁であるという地域特性に鑑み、適切な要請等が行われるよう関西広域連合として調整・広報を行う。

(2) 指定公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整

府県をまたぐ公共交通機関等に適切な感染対策を講じるよう要請するとともに、広域的な緊急物資の運送等を円滑に行えるよう連絡体制を整備する。

(3) 生活関連物資等の価格安定等の要請

事業者に対する食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう必要に応じ、関係事業者団体等に対し要請を行う。

3 情報発信等

構成団体間での疫学的調査情報の共有や、関西府県民に対する効果的な情報提供と注意喚起を行うとともに、風評被害の抑止のための正しい情報の提供等について広域調整を行う。

(1) サーベイランス情報等の構成団体との共有

関西圏域でも顕著に見られるクラスターを介した感染拡大を徹底して封じ込めるため、構成団体・保健所間の情報連携、PCR検査情報や疫学的調査結果の迅速な共有を行うとともに、感染者等の人権に配慮しつつ適正に公表する。

(2) 府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信

効果的な情報提供と注意喚起を行うため、各府県市が発信する情報との整合を図りつつ統一メッセージを発信する。

(3) 風評被害の抑止

風評被害を防止するため、府県民の誤解や混乱、過剰反応を招かないよう報道機関と連携し、正しい情報を発信する。また、デマ・流言等の誤った情報については、これを打ち消す情報の発信を行う。

4 他の広域ブロック等との連携

相互応援協定を締結している九都県市や九州ブロック知事会等との他の広域ブロックのほか、全国知事会等と連携し応援体制の強化を図る。